

大猿田遺跡の意味

本間 宏

1 はじめに

^{おおきんだ}
大猿田遺跡は、いわき市四倉町中島に所在する遺跡である。常磐自動車道の建設に伴い、1995年から2か年にわたって、記録保存のための発掘調査が行われた。重要な遺構・遺物が集中していたエリアは、現在は常磐自動車道いわき四倉インターチェンジの下り線旋回部分と化している。

初年度の発掘調査で「少丁」と記された1号木簡が出土し、一般集落とは異なる性格の遺跡である可能性が高まった^(註1)。そして、翌年度の調査では、遺跡の特殊性が次々に明らかとなった。その成果は新聞4紙に紹介されたほか、現地説明会、地元主催の現地見学会、福島県考古学会などでも公開された。2次調査報告書では、大猿田遺跡が古代陸奥国磐城郡による官営木器生産地であったと結論付けるに至った^(註2)。筆者は、大越道正氏や安田稔氏らの指導のもと、この遺跡の調査主任として現地調査に当たり、調査報告書刊行までのすべての工程を担当した。しかし、行政刊行物である発掘調査報告書は、多くの研究者に行きわたる性質のものではない。報告書以外の媒体を用いてこの遺跡の意義を学界に問う作業は、『木簡研究』誌上における部分的報告にとどまっていた^(註3)。調査を担当した者として、このことを深く反省しなければならない。

以来20数年が経過したが、大猿田遺跡に類似するような木器生産遺跡は、その後福島県内では発見されていない。大猿田遺跡を官営生産地とする見解への疑念も提示されるようになった^(註4)。同様の遺跡は存在しないのか、あるいは未発見のままなのか、大猿田遺跡の理解が本当に正しかったのか、必要な分析は尽くされていたのかなど、種々の問題点を再検討すべき時期にきている。本稿は、調査報告書において言及できなかった所見を補足しながら、大猿田遺跡を理解するための視点を提供することを目的とするものである。

2 大猿田遺跡の特殊性

2か年にわたる大猿田遺跡の発掘調査では、竪穴住居跡34軒、掘立柱建物跡13棟、須恵器窯2基、木炭窯3基、粘土採掘坑17基、土坑55基、溝跡69条、特殊遺構14基が発見された。

このうち、竪穴住居跡4軒は6世紀末葉～7世紀前葉に属するが、その後遺跡は一時断絶し、8世紀中葉から9世紀後葉までの期間にわたって再び住居や建物が構築されるようになる。8世紀中葉に木器生産が始まり、その後に須恵器生産が加わる。9世紀前葉には木炭生産、9世紀中葉に鉄製品生産が行われたと目されるが、9世紀後葉の遺構には、こうした生産活動の痕跡を認めにくくなる。

本章では、特に木製品生産が行われた8世紀中葉～後葉(以下、記述の便宜上「8世紀後半」と表記する)の内容に注目しながら、その特殊性を抽出することとする。

(1) 木質遺物の残存 (図1)

低湿性遺跡の大猿田遺跡では、8世紀後半の土器などとともに、多量の木質遺物が残存していた。木簡・板状加工木・下駄・桶・鎌柄・膝柄・反柄・鋏身・横槌・斧・形代・鑑・曲物・刳物容器・箸状木製品・弓・杭・柱材などのほか、木器製作時の削片・加工木が多量に出土した。

この中には、形状が整わず面取りが不完全なものや、製作途上において破損したと思われるもの、樹皮が残存しているものなど、明らかに未成品と思われるものが多数含まれている。また、鎌柄・鋏身・縦斧・膝柄などは、完成品に近いにもかかわらず、金属製の刃部を装着した痕跡を持たない。

弓と鑑も注目に値する。弓には弓管を装着した痕跡が無く、鑑は面取りが不十分なまま製作が中断されている。このような武具と馬

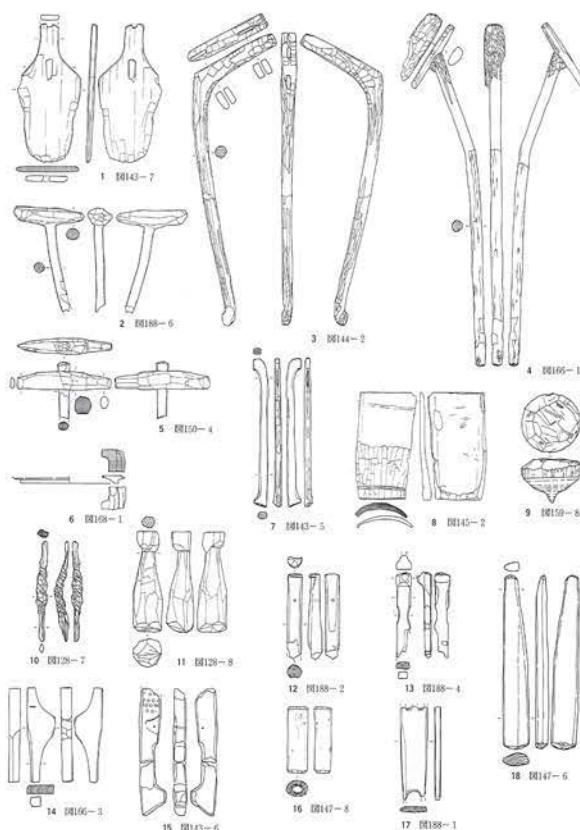


図1 出土した主な木製品 (縮尺不同)

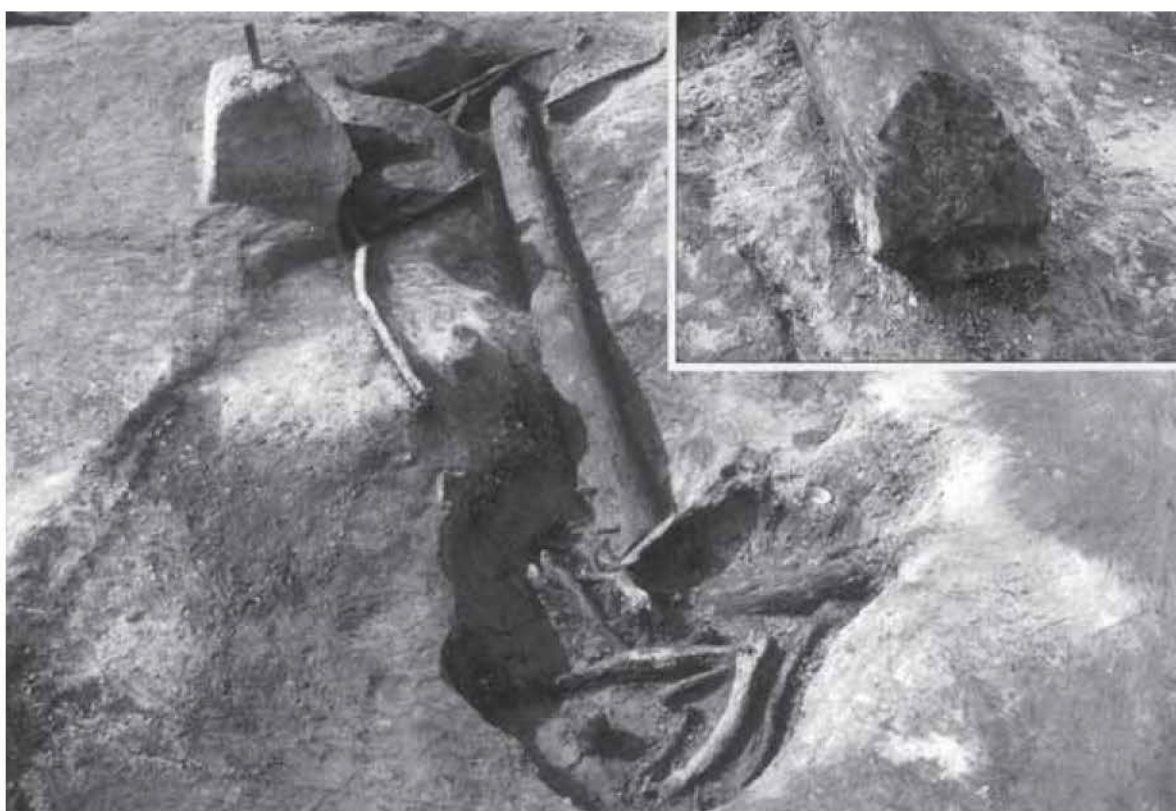


写真1 切り出された丸太(マツ)材

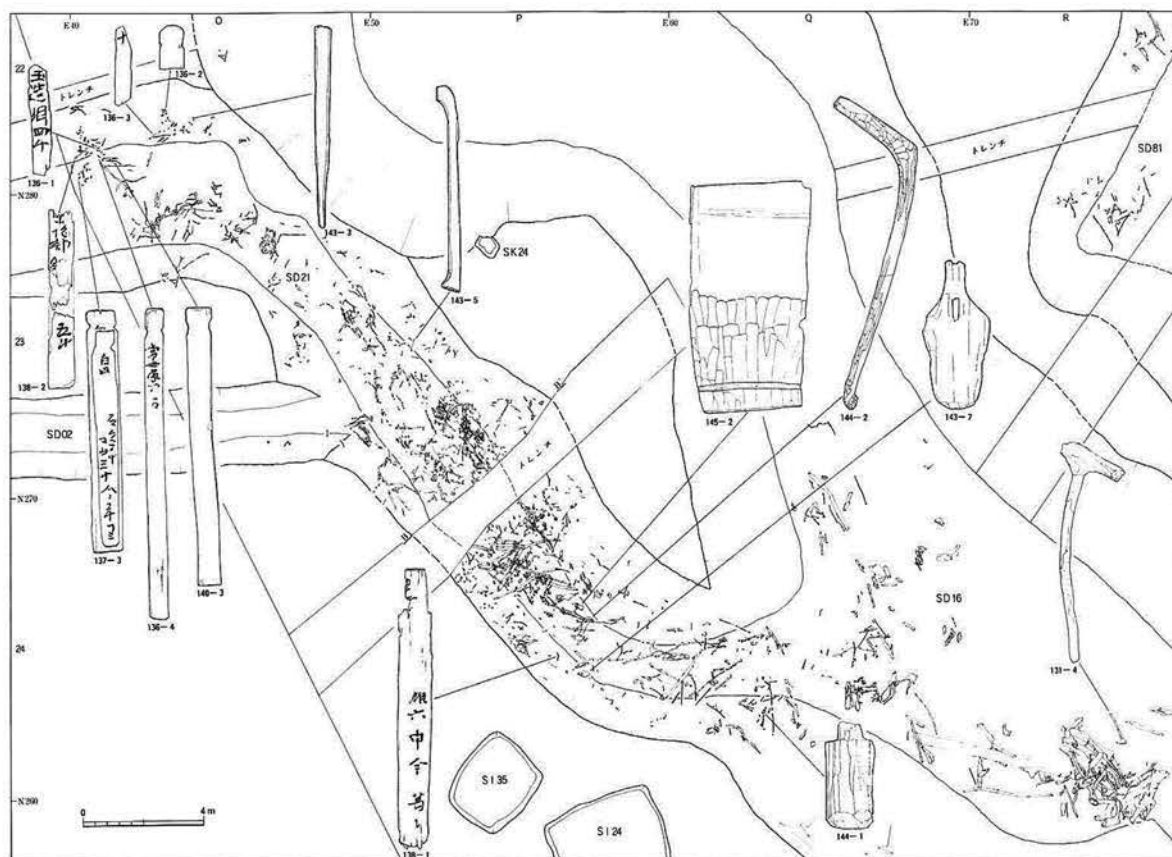
具の供給先はどこなのであろうか。

SD 21と命名した溝跡の東端では、長さ5 mの丸太材(マツ)が出土した。端部には、金属質工具によるとみられる明瞭な伐採痕が認められた。SD 21と命名した溝の断面形は、途中から「V」字状ないし逆台形を呈している。この丸太材の出土により、この溝が木材運搬路として利用されていた可能性が高まった。出土地点が小河川跡(旧中島川)であるSD 16との合流点であったことを考慮すると、水運を利用して木材が運搬されていた可能性を匂わせる。そのように考えると、大猿田遺跡は、単なる手工業生産地とばかりは言えなくなってくる。

(2) 木簡の出土 (図2・3)

前述のSD 21(溝跡)では、8世紀後半の土師器・須恵器などとともに、木質遺物1,495点(うち削片類1,341点)、種実遺体260点などが出土した。木質遺物の中には、木簡、木簡状加工木、箸状木製品なども含まれていた。図3に示した10点の木簡のうち、一号木簡と九号木簡を除く8点が、SD 21内から出土している。前年度の表土除去段階で発見された一号木簡も、SD 21の西縁に接するO 24グリッドからの出土である。以下、平川南氏による検討結果^(註5)を参照しつつ、その意義をまとめておきたい。

図2に示すように、四号木簡と五号木簡は密着した状態で出土している。墨痕を認識できない部分が多いが、いずれも表に「二斗」あるいは「三斗」の文字があり、裏には「欠」の文字が



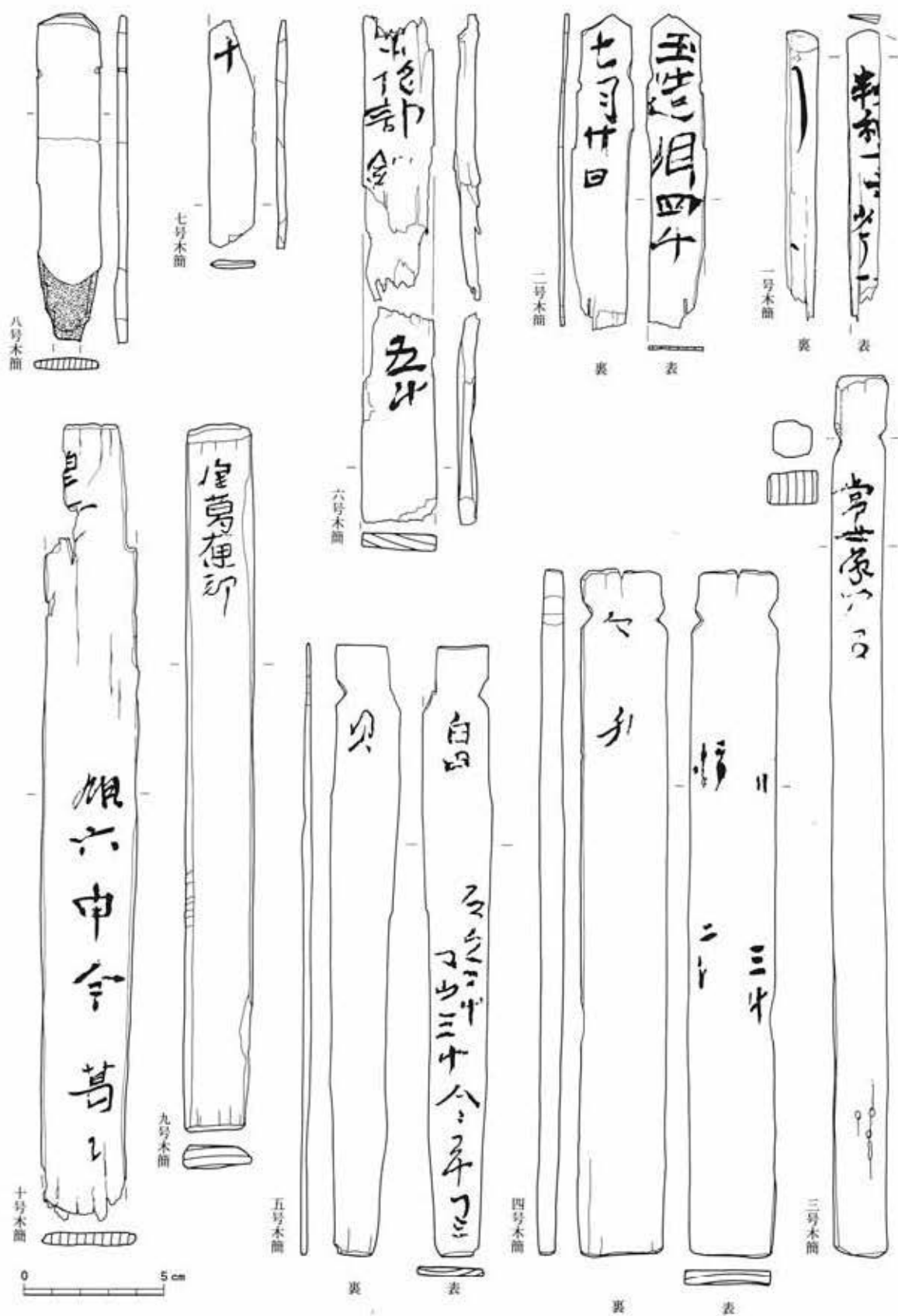


図3 出土した木簡 (注5文獻から転載)

が浅く、平面規模も小さい8世紀後半の竪穴住居跡群が存在する。柱穴が整わず、壁溝も持たないこれらの遺構は、律令期の一般集落においても存在しないほど貧弱なものである。しかし、床面には踏みしまりがあり、カマドの使用頻度も相対的に高いことから、F区における整った竪穴住居跡よりも使用期間が長かったことを示している。

人工的に掘削された一連の溝であるSD14とSD22を境として、竪穴住居の規模・構造・使用頻度がこれほどまでに異なるのはなぜであろうか。

(4) 二彩陶器と鍔帯金具 (写真2)

前述のF区からは、二彩が施された彩釉陶器片と銅製鍔帯金具が出土している。いずれも律令期の一般集落から出土する性質のものではない。

彩釉陶器片は、2次調査の初期段階において、遺構確認層準を見極めるためK-15グリッドに設定した小試掘坑から出土した。のちの追跡調査により、48号土坑堆積土内に包含されていた遺物であることが判明した。



写真2 二彩陶器（上）と鍔帯金具（下）

銅製鍔帯金具は、鉄滓や使用済み羽口が多く廃棄された2号特殊遺構内堆積土第4層から出土した。表面には黒漆が残存している。

彩釉陶器片は小破片であり、銅製鍔帯金具も単品での出土である。このため、使用されていた段階の情報を得ることはできず、使用年代も詳細には特定できない。しかしながら、F区における営為が継続していた8～9世紀代において、この区域に官人の出入りがあったと推測することは許されよう。

3 8世紀後半における場の機能 (図5)

九号木簡以外のすべての木簡は、B区南端からSD21とその周辺に集中しており、木器の未成品・削片類・8世紀後半の土器群などとともに廃棄されたものと見なすことができる。玉造郷・白田郷・判祀郷など複数の郷村から農民や糧米が徴発された時期は、木製品生産が行われていた8世紀後半に特定されることとなる。

9世紀に入ると、SD12・SD21という2つの溝跡は半埋没状態となり、浅い流路と化す。木製品生産は終了し、C区に存在した貧弱な住居群は姿を消すようになる。東側丘陵部での須恵器生産も終了して木炭生産が始まり、住居群はF区と東側丘陵部とに分散する。このことから、「キ」字状に区分されたA～Fの6区画(図4)が明確なもの、主に8世紀後半の段階ということになる。

図5左に、大猿田遺跡低地部における遺構配置状況を示した。これらの遺構群を、その重複関係と出土土器に基づいて時期区分し、8世紀後半の遺構のみを抽出して図化したのが、先に示した図4である。C区に群集する貧弱な竪穴住居跡に類するものは、A区・B区にも散見さ

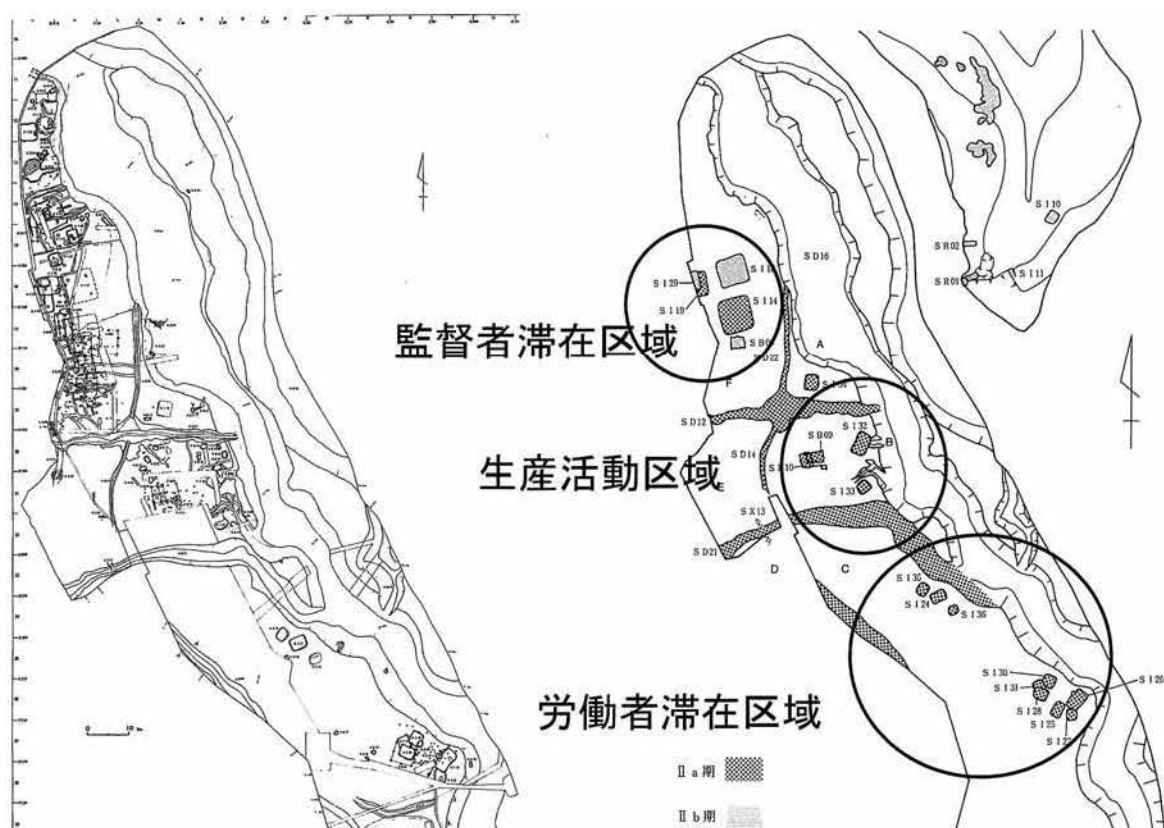


図5 低地部の遺構配置（左）と8世紀のスペースデザイン（右）

れる。このうち、B区は、木製品加工に伴う削片・加工木の密集地帯であり、なかでも022グリッドからは1,203点という圧倒的な量の削片・加工木が出土している。このことから、B区を「生産活動区域」と認定した(図5)。B区における小規模竪穴住居跡は工人の居住空間で、掘立柱建物跡は工房跡であったと推測したい。

C区については、伐採・運搬・加工などの労働を「雑徭」の一環として提供した農民たちの滞在空間と推定した。この区域における竪穴住居跡の規模・構造は、律令制下の農村的集落にも認めがたいほど貧弱なものであり、長期的な居住施設として整備されたものとは到底考えられない。図5では、これを「労働者滞在区域」と表現した。

F区の特異性については、前章第3節・第4節に記した通りである。A～C区のそれをはるかに凌駕する規模・構造の住居に、使用痕跡が認められないというのは異常である。F区の住居は、日常的に起居する場として構築されたものではなかったと判断すべきであろう。このことから、F区を「監督者滞在区域」と推定した。その「監督者」とは、郷村から招集された労働者をこの地で検分し、現場作業を監督する役目を担った古代磐城郡の官人であったと考えるのが自然である。F区東縁を画するSD14・22という溝は、明らかに人工的に掘削されたものであり、生産活動区域・労働者滞在区域と一線を画するような板塀が立てられていた可能性もあろう。この溝が途切れる南端では、その西側に直角に伸びるような垣根状遺構の一部(7号特殊遺構)が発見されている。

なお、7号特殊遺構のあるE区では、竪穴住居や掘立柱建物は全く構築されていないが、挽

物製作にともなう残芯部(報告書で「独楽状木製品」としたもの)が6点出土している。そのうち5点の樹種はイヌガヤである。付近からはイヌガヤ製の弓(未成品)も出土している。SD 22堆積土下部サンプルによる花粉分析結果は、この地におけるイヌガヤの繁茂が稀少であったことを示している。他地点から出土した木質遺物にも、イヌガヤ製のものは皆無であることから、E区では、挽物加工などの特殊技能を有する木器工人が、特定樹種を対象とする一時的な木器生産を行っていたと推定することができる。

4 おわりに—今後の検討に向けて—

大猿田遺跡における花粉分析結果を読み解くと、各期生産活動の前後における植生変化を推定することができる。詳細は省略するが、木器生産の結果、特定の樹種が壊滅的狀態になるまで伐採され尽くすという事態には至っていない。一方、浜通り地方北部に群集する古代製鉄遺跡群においては、砂鉄製錬に用いる木炭用材(特にコナラ・クヌギ類)の花粉が劇的に減少するほど徹底的な伐採が行われている^(註6)。その差異の中に、古代陸奥国における国策関与の有無を見出そうとするのは穿ちすぎであろうか。

前章までの検討からわかるように、大猿田遺跡における木製品生産活動を、官人が所掌していたのは疑いない。しかし、古尾谷知浩氏が指摘する「官人による私的経営」の可能性を検討せずに「官営」と取り扱った我々の判断は、やはり拙速だったと言わざるを得ない^(註4)。

考古学は、遺跡に残された物的証拠と状況証拠に基づいて事実を解明していく。当然ながら、残っていないものは対象とならない。しかし、大猿田遺跡に残された加工品は、製品としての使用に耐えられない未成品(もしくは失敗作)が大半を占める。完成した製品がどこにどのような形で供給されたのかは、残された遺物からだけではわからない。

これと同様の視点に立つならば、大猿田遺跡を「木器生産遺跡」とか「手工業生産遺跡」などと評価するのも、実は一面的な見方だったことに気付く。SD 21南端における丸太材の存在は、これと同様の木材が、建築用材として別の場所に搬出されていた可能性を想起させる。もしも、建築用材の獲得と搬出が主目的で、手工業生産がこれに付随するものだったと仮定するならば、大猿田遺跡の意味合いは大きく変わってくる。

大猿田遺跡から出土した膨大な木質遺物や植物遺存体は、現在福島県文化財センター白河館に収蔵されている。いまだ保存処理が行われないまま水漬けになっているものも多く存在する。これらの保全措置を進め、「残されたもの」の総体を再検討していきたい。

<補 註>

- (註1) 福島県教育委員会ほか 1997 「大猿田遺跡(1次調査)」『常磐自動車道遺跡調査報告6』
- (註2) 福島県教育委員会ほか 1998 「大猿田遺跡(2次調査)」『常磐自動車道遺跡調査報告11』
- (註3) 大越道正・平川南 1996 「一九九五年出土の木簡 福島・大猿田遺跡」『木簡研究』18号
今野徹・平川南 1997 「一九九六年出土の木簡 福島・大猿田遺跡」『木簡研究』19号
- (註4) 古尾谷知浩 2017 「古代の木器生産」『日本史研究』第656号
- (註5) 平川南 1998 「いわき市大猿田遺跡出土木簡」(註2文献所収)
- (註6) 福島県教育委員会ほか 2007 「割田A遺跡」『原町火力発電所関連遺跡調査報告X』